

業務委託費の勘定科目・消費税 判定早見表

1. 業務委託費に該当するか（内容・相手先）

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	支払先が「社内の従業員」ではなく「外部（社外）」であることを確認した - 基準・補足：社内従業員への報酬は給与等であり、業務委託費に含めない。
<input type="checkbox"/>	支払内容が「外部へ業務を委託した対価」であることを確認した
<input type="checkbox"/>	「人材派遣料」に区分する場合、派遣契約・請求内容から派遣サービスとしての支払であることを確認した

2. 業務委託と外注の扱い（契約の有無）

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	当該取引が「業務委託（請負・委任・準委任契約）」に該当するかを確認した - 基準・補足：業務委託は契約のある業務発注に限る（請負・委任・準委任）。
<input type="checkbox"/>	取引が慣習的な「外注」と呼ばれていても、契約の有無と実態で区分することを確認した - 基準・補足：外注は契約がない場合も含む広い用語で、契約時の用語としては基本的に用いない。

3. 仕訳処理（支払方法・源泉・未払計上）

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	請求（契約）内容に基づき、費用科目を「業務委託費」で計上することを決定した
<input type="checkbox"/>	支払先が個人か法人かを確認した（源泉徴収判定に使用）※当方が法人の場合
<input type="checkbox"/>	振込支払（源泉あり）の場合、総額計上＋源泉預り金計上＋差引支払になっていることを確認した - 基準・補足：例）業務委託費／普通預金／預り金（源泉）で処理する。
<input type="checkbox"/>	振込支払（源泉なし）の場合、総額＝支払額として処理していることを確認した
<input type="checkbox"/>	クレジットカード払いの場合、支払時点は「未払金」等で計上し、後日カード引落時に消込する運用になっていることを確認した - 基準・補足：例）業務委託費／未払金（支払時）、未払金／普通預金（引落時）。

4. 消費税・インボイス対応（課税／控除の可否）

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	当該支払が消費税の課税対象として処理されていることを確認した
<input type="checkbox"/>	仕入税額控除を行う前提として、支払先がインボイス発行事業者かを確認した（登録番号の確認）
<input type="checkbox"/>	仕入税額控除を行う取引について、インボイスを入手し保存していることを確認した - 基準・補足：原則として「インボイスの交付・保存」が必要。
<input type="checkbox"/>	簡易課税等によりインボイス保存が不要となる扱いを採る場合、社内の消費税計算方式に沿って処理していることを確認した

※基準期間（前々年度）の課税売上高が1億円以下等の法人においては、2030年9月30日までの期間限定で税込1万円未満となる場合にはインボイスの保存は不要

5. 源泉徴収の要否判定（個人・対象業務）

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	支払先が「個人」の場合、国税庁が源泉徴収対象としている報酬・料金に該当するかを確認した
<input type="checkbox"/>	例として、以下に該当する個人報酬は源泉徴収が必要であることを確認した - <input type="checkbox"/> 原稿料 - <input type="checkbox"/> 講演料 - <input type="checkbox"/> 弁護士・税理士等（特定資格者）への原稿・デザイン・翻訳などのクリエイティブ報酬、講演・指導料、士業など専門家への報酬、コンパニオン等の特定の対人業務報酬
<input type="checkbox"/>	支払先が「法人」の場合、当該支払で源泉徴収を行わないことを確認した

6. 源泉徴収税額の計算・控除・納付

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	源泉徴収税額を正しい税率で計算した - 基準・補足：報酬・料金の区分に応じ、10.21%（復興特別所得税含む）等を用いる。
<input type="checkbox"/>	100万円超の支払がある区分では「二段階税率（100万円まで10.21%、超える部分20.42%）」の適用 要否を確認した
<input type="checkbox"/>	源泉徴収額を差し引いた「差引支払額」で実際に支払ったことを確認した
<input type="checkbox"/>	源泉徴収額を「預り金（源泉所得税等）」として計上し、納付まで残高管理することを確認した

6. 源泉徴収税額の計算・控除・納付

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	源泉徴収した税額を、原則として「支払月の翌月10日まで」に納付することを確認した
<input type="checkbox"/>	納付書の種類を支払内容に応じて使い分けることを確認した（例：弁護士・税理士・司法書士等は従業員の源泉税を納付する一般的な用紙の中に、弁護士・税理士等『専用の記入欄』が設けられている）
<input type="checkbox"/>	e-Tax等で納付する場合も、期限内であり、納付金額が請求書と一致していることを確認した

チェック漏れ防止のための注意事項

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	「従業員への支払」を業務委託費に混在させないこと。
<input type="checkbox"/>	給与等との区分を先に確定させること。
<input type="checkbox"/>	源泉徴収は「個人」かつ「対象となる報酬・料金」に該当する場合に発生するため、相手先区分と役務内容の両方を確認すること。
<input type="checkbox"/>	仕入税額控除を行う取引は、原則としてインボイスの入手・保存が前提であるため、証憑不足のまま控除処理しないこと。
<input type="checkbox"/>	源泉税の納付期限（原則：翌月10日）を過ぎるとペナルティの対象となり得るため、納付予定を支払処理と同時に確定させること。

1) 勘定科目 判定早見表

判定ポイント	Yes (該当)	No (非該当)	補足
支払先は社外 (外部) か？	業務委託費 (または外注費等) で検討	給与・賞与等 (従業員)	「社内従業員への報酬は給与」で区分するのが最優先
支払の実態は「業務の成果/役務提供の対価」か？	業務委託費 (または外注費等)	目的に応じ別科目	例：手数料なら支払手数料、広告なら広告宣伝費、運賃なら運賃など
内容は典型例に該当するか？	業務委託費に寄せやすい	別科目の可能性	典型例：顧問料、原稿料、講演料、制作費 (Web/ロゴ/動画/イラスト)、コンサル報酬、下請工賃、人材派遣料など
自社で「業務委託費」と「外注費」を分けているか？	ルールに従い使い分け	分けないなら一本化	実務上、どちらを使うかは社内の科目設計で統一するのが重要 (税法上の“必須の科目名”ではない)

2) 消費税（インボイス）判定早見表

判定ポイント	処理の結論	何を揃える？
役務提供（業務委託）の対価か？	原則 課税仕入 （消費税の対象）	請求書・契約・成果物等の証憑
仕入税額控除を取りたい（原則課税）	原則 インボイスの保存が必要	①一定事項のある帳簿 ②インボイス等の保存
取引先はインボイス発行事業者か？	発行事業者ならインボイス交付が可能	登録番号付きインボイスの入手・保存
簡易課税（または2割特例）を適用している	消費税計算上は インボイス保存が不要 （ただし証憑保存は別途必要）	簡易課税等の適用有無をまず確認

3) 源泉徴収 判定早見表

A. まず「相手先」が個人か法人か

相手先	源泉徴収	典型
法人	原則しない	コンサル会社、制作会社、オンラインアシスタント会社、税理士法人など
個人	内容次第で必要	個人税理士・個人弁護士・個人デザイナー・個人ライターなど

3) 源泉徴収 判定早見表

Ⅰ B. 「個人」 への支払で源泉徴収が必要になりやすい代表例

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	原稿料・講演料など「報酬・料金」に該当するもの
<input type="checkbox"/>	弁護士・税理士等に支払う報酬

3) 源泉徴収 判定早見表

C. 税率

同一の相手に対する1回の支払 (税抜/税込の区分は契約・慣行で要確認)	源泉税率 (所得税+復興特別所得税)
100万円以下の部分	10.21%
100万円を超える部分	20.42% (二段階)

4) 仕訳パターン早見表

シーン	仕訳の形（代表形）	ポイント
個人（源泉あり）へ支払	（借）業務委託費／（貸）普通預金 （差引）＋（貸）預り金（源泉）	「預り金」は後日納付まで残す
法人へ支払（源泉なし）	（借）業務委託費／（貸）普通預金	
クレカ払い（請求時）	（借）業務委託費／（貸）未払金	引落時に未払金を消す運用が一般的

※2026年2月時点の情報をもとに作成しています